

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 3 項の規定により、県内の市町村より、令和 7 年度に公表した健全化判断比率の報告があったので、同法同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公表します。

(単位：％)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率 (早期健全化基準)	連結実質赤字比率 (早期健全化基準)	実質公債費比率	将来負担比率
松江市	－ (11.25)	－ (16.25)	8.9	60.7
浜田市	－ (12.41)	－ (17.41)	9.5	3.7
出雲市	－ (11.29)	－ (16.29)	11.7	156.8
益田市	－ (12.75)	－ (17.75)	9.8	63.3
大田市	－ (12.90)	－ (17.90)	9.9	83.9
安来市	－ (12.79)	－ (17.79)	12.1	82.3
江津市	－ (13.52)	－ (18.52)	9.7	47.5
雲南市	－ (12.64)	－ (17.64)	11.1	88.1
奥出雲町	－ (13.93)	－ (18.93)	12.6	124.6
飯南町	－ (15.00)	－ (20.00)	10.4	20.7
川本町	－ (15.00)	－ (20.00)	8.3	－
美郷町	－ (15.00)	－ (20.00)	13.4	35.7
邑南町	－ (14.04)	－ (19.04)	12.4	95.0
津和野町	－ (14.90)	－ (19.90)	12.1	83.5
吉賀町	－ (15.00)	－ (20.00)	9.7	55.1
海士町	－ (15.00)	－ (20.00)	1.6	29.1
西ノ島町	－ (15.00)	－ (20.00)	11.3	58.2
知夫村	－ (15.00)	－ (20.00)	13.3	89.1
隠岐の島町	－ (13.51)	－ (18.51)	11.3	161.5
県平均	－	－	10.4	83.7

備考
1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」と記載している。
2 括弧内の数値は、各地方公共団体の早期健全化基準を記載している。